



中小事業主の「労災保険の特別加入制度」

社長が加入できる労災保険をご存知でしょうか？ 通常は従業員だけが対象となる**労災保険に、一定の要件を満たせば中小事業主なども加入することができる制度**があります。代表取締役や役員としての仕事をする一方で、**従業員と同じように現場で仕事を行っている方が**、万が一のときに備えて利用することができます。

1. 特別加入制度のメリット

- 仕事中や通勤途中におきたケガや病気に対して労災保険から給付を受けることができます。 仕事中や通勤途中におきたケガや病気には、法律で健康保険は使えないことになっています。また、中小事業主は労働基準法の労働者ではないため、労災保険は利用することができません。そのため、中小事業主が仕事中や通勤途中にケガや病気をされた場合は、健康保険も労災保険も使えないという「無保険」の状態です。しかし、特別加入をすることによって、原則として**一般の労働者と同様に**、労災保険から給付を受けられます。
- 事業主だけでなく、事業主の**家族従事者**や**代表者以外の役員**も加入できます。
- 労働保険事務組合に加入するので、労働保険料を分割で支払うことができます。金額にかかわらず、**年3回（5月、8月、11月）に分納**できます。

2. 特別加入のデメリット

労働保険事務組合を通じて加入する必要がありますので、保険料とは別に、事務組合の会費等の手数料がかかります。

3. 特別加入制度の注意点

この中小事業主の特別加入制度には、注意点があります。実際に「特別加入をしている代表取締役が勤務中にケガをしたにもかかわらず、保険給付が行われなかった」というケースがあります。

注意点1 「労働者として仕事をしている場合にのみ、給付が受けられる」

「社長として」仕事を行っていたという場合には、補償の対象になりません。
例) 役員会、ゴルフ接待などの時間にケガをしても保険の給付は行われません。

注意点2 「申請書に記載した業務内容、業務時間内のみが、給付の対象となる」

特別加入をする際には、あらかじめ提出する申請書に業務の内容と時間について申請を行います。その後、実際にケガをした際に、その原因となる業務がそもそも申請書に記載されていなければ保険は給付されません。

注意点3 「夜間や休日に一人で仕事をしていた場合、給付が受けられない」

時間外労働や休日労働については「ケガをした際に他の労働者がその場に一緒にいた」ということが給付の条件になります。

例) 夜間や休日に社長が一人で仕事をしていたという場合など、ケガをしても給付は出ません。

4. 民間の傷害保険の活用も

特別加入によるコスト（事務組合の年会費等）が負担という場合、特別加入制度ではなく、一般の民間傷害保険の活用を検討する手もあります。

傷害保険なら、業務中の怪我などの保障をうけることができます。傷害保険を比較するときには「業務中の怪我也補償されるか?」を必ずチェックしてください。

<まとめ>

中小事業主の「労災保険の特別加入制度」は、従業員が通常被災するケースで、事業主が被災した場合は、従業員と全く同じ給付が受けられ、その内容は手厚いものとなっています。保険料も、民間保険と比較すると低い傾向があります。きちんと理解の上、加入手続きを行えば、**非常に心強い保険**であることに違いはありません。

労災保険の特別加入制度にすでに加入している、もしくは検討をしているという会社の方も、この特別加入制度の注意点を確認したうえで、ぜひ今後について検討してみてください。もっと聞きたいなどご希望がございましたら、当事務所へお気軽にご連絡ください。